

これからの受診方法

『2024年12月2日以降の受診方法』

受診方法①

紐づけされたマイナンバーカードをお持ちの方はマイナ保険証受診

受診方法②

現在利用中（持っている）保険証は2025年12月1日まで使用
できます

受診方法③

保険証、マイナ保険証のいずれも持っていない方には、
資格確認書(紙)を発行（有効期限：毎年8月末まで）

『2024年12月2日以降の受診方法』

① マイナ保険証

(マイナンバーカードに健康保険証情報を紐づけし健康保険証として利用すること)



② マイナ保険証+マイナポータル資格情報画面(スマートフォン)

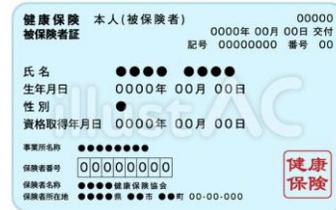
カード読取機がない医療機関を受診の場合

③ マイナ保険証+資格情報のお知らせ

カード読取機がない医療機関を受診の場合



④ 健康保険証



2025年12月1日まで

⑤ 資格確認書

※①~④に該当しない方

『資格確認書』（12月2日以降発行）

**発行対象者：マイナ保険証を所持していない方
（有効期限：毎年8月末まで）**

マイナ保険証を使わずに受診できる

マイナ保険証をお持ちでない方に、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な時間を要する場合がございます

記号		番号		(枝番)	
健康保険資格確認書					
本人（被保険者）				年 月 日交付	
氏名					
性別					
生年月日		年 月 日			
資格取得年月日		年 月 日			
一部負担金の割合及び発効年月日		割		年 月 日	
限度額区分発効年月日		年 月 日			
長期入院該当		年 月 日			
特定疾病区分発効年月日		年 月 日			
有効期限					
保険者番号					
保険者名科		印			
保険者所在地					

A4サイズ（紙）